

高知県換地業務促進費補助金交付要綱 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(補助の目的)</u></p> <p>第2条 県は、ほ場整備事業、農地開発事業等換地処分を必要とする事業の増加に対応するために、早急に換地事務の円滑な処理体制の確立を図り、換地処分の促進及び換地技術者の強化を図ることを目的として、<u>土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号。以下「実施要領」という。）に基づき、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。</u></p> <p><u>(補助の対象経費及び補助率)</u></p> <p>第3条 <u>前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第2に定める事業とし、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補</p>	<p>第1条 (略)</p> <p><u>(補助目的及び補助事業の内容)</u></p> <p>第2条 県は、ほ場整備事業、農地開発事業等換地処分を必要とする事業の増加に対応するために、早急に換地事務の円滑な処理体制の確立を図り、換地処分の促進及び換地技術者の強化を図ることを目的として、高知県土地改良事業団体連合会（以下「補助事業者」という。）が、受益農地管理強化委員会を設置し、<u>土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号）及び土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号）に基づいて行う次に掲げる受益農地管理強化対策事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について予算の範囲内において補助するものとする。</u></p> <p><u>(1) 受益農地管理強化委員会の設置</u></p> <p><u>(2) 換地選定に関する指導</u></p> <p><u>(3) 換地処分未了地区等の解消に関する指導</u></p> <p><u>(4) 財産管理制度活用に関する指導</u></p> <p>(補助率)</p> <p>第3条 <u>補助事業に対する補助率は、4分の3以内とする。</u></p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補</p>

助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 (略)

1～3 (略)

4 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定前の事業着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が、補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第2号様式の2による交付決定前着手届を受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(概算払)

第9条 (略)

(実績報告等)

第10条 (略)

(書類の保管)

助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 (略)

1～3 (略)

4 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定前の事業着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が、補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第2号様式の2による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(概算払)

第9条 (略)

(実績報告等)

第10条 (略)

(書類の保管)

第11条（略）

（グリーン購入）

第12条（略）

（情報の開示）

第13条（略）

附 則

1～2（略）

3 この要綱は、令和12年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（附 則）

1 この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

2 この要綱による改正前の高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
受益農地管理強化対策	高知県土地改良事業団体連合会	事業費 実施要領第4の2の（2）及び第5の2の（4）に掲げる経費	4分の3以内
	土地改良区	事業費	4分の3以内

第11条（略）

（グリーン購入）

第12条（略）

（情報の開示）

第13条（略）

附 則

1～2（略）

3 この要綱は、平成38年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（新設）

（新設）

実施要領第4
の2の(3)に
掲げる経費

別表第2 (略)

別表 (略)